

尼崎市業務委託契約約款

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）及び別添の図面、仕様書又は見本（以下「仕様書等」という。）に定めるところに従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の委託業務（以下「委託業務」という。）を契約書記載の委託契約の期間（以下「履行期間」という。）内に履行するものとし、委託者は、契約書記載の契約金額の委託料（以下「委託料」という。）を契約書記載の支払条件に従い支払うものとする。
- 3 受託者は、この約款又は仕様書等に特別の定めがある場合及び委託者と受託者との協議により定めたものがある場合を除き、委託業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 5 この約款又は仕様書等に定める委託者又は受託者による催告、請求、通知、報告、申出、届出、承認及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続を含む。）については、日本国の裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- 12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づく全ての行為を当該共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなす。
- 13 前項の場合において、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について、共同企業体の代表者を通じて行わなければならない。

(業務責任者)

- 第2条 受託者は、委託業務の履行についてその内容の管理をつかさどる業務責任者（委託業務に関し、主として指揮及び監督を行う者をいう。以下同じ。）を定め、仕様書に定めるところにより委託者に通知するものとする。当該業務責任者を変更したときも、同様とする。

(業務計画表の提出)

第3条 受託者は、仕様書等に基づいて業務計画表を作成し、委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、必要があると認めるときは、前項の業務計画表を受理した日から7日以内に、受託者に対してその修正を請求することができる。

3 委託者は、この契約の変更により履行期間又は仕様書等が変更された場合において、必要があると認めるときは、受託者に対して業務計画表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて前2項の規定を準用する。

4 業務計画表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受託者は、この契約に基づいて生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承認を得たときは、この限りでない。

2 前項ただし書の承認があった場合においては、受託者は、委託者が指定する事項をその第三者に遵守させるための措置を講じなければならない。

(著作権の譲渡等)

第4条の2 受託者は、委託業務の内容に成果物の作成が含まれる場合においては、その成果物(委託業務の内容にその電磁的記録の作成が含まれているときは、当該電磁的記録及び当該電磁的記録を記録した記録媒体を含む。以下同じ。)に係る知的財産権(著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他知的財産に関して法令により定められた権利、これらの権利を取得し、又は登録等を行う権利その他これらの権利に類する権利をいう。以下同じ。)について、委託者及び受託者が協議して別に定める場合を除き、当該成果物の引渡し時に委託者に無償で譲渡する。

2 前項の場合において、受託者は、委託者及び受託者が協議して別に定めるものを除き、成果物について、委託者及び委託者の指定する第三者に対して、著作者人格権を行使しない。

3 受託者は、第1項の規定により譲渡された著作権について委託者が著作権法第77条の著作権の登録を行うときは、これに協力するものとする。

4 第1項の場合において、受託者は、成果物に係る第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。

(調査等)

第5条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者の委託業務の処理状況につき、必要な調査をし、又は受託者に報告を求めることができる。

(一括再委託の禁止)

第6条 受託者は、委託業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受託者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ委託者の承認を得なければならない。
- 3 委託者は、受託者に対し、委託業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号、名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
- 4 受託者は、委託者から前項の請求があったときは、遅滞なく、請求のあった事項を委託者に通知しなければならない。
- 5 第4条第2項の規定は、第2項の承認があった場合について準用する。

(特許権等の使用)

第6条の2 受託者は、委託業務の履行に当たり、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている材料、実施方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、実施方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(契約保証金)

第7条 受託者は、この契約の締結と同時に、契約金額(単価契約の場合にあっては、その契約単価に予定数量を乗じて得た額の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額。以下この条において同じ。)の100分の5に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、委託者が特に必要がないと認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、受託者が次の各号のいずれかに該当する保証を付したときは、同項の契約保証金の納付は要しない。
 - (1) 尼崎市財務規則(昭和39年尼崎市規則第24号)第125条に規定する有価証券等の提供
 - (2) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。)又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証
 - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結による保証
- 3 前項の保証は、その保証金額又は保険金額を契約金額の100分の5以上としなければならない。
- 4 受託者が第2項第2号から第4号までに掲げる保証のいずれかを付す場合は、当該保証は、第12条第2項各号に規定する法律に基づき同項各号に掲げる者が行うこの契約の解除による損害についても保証するものでなければならない。
- 5 受託者は、第2項第4号の保証に付したときは、当該履行保証保険契約に係る保証証

券を委託者に寄託しなければならない。

- 6 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の5に達するまで、委託者又は受託者は保証の額の増額又は減額を請求することができる。

(委託業務内容の変更等)

第8条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の履行を一時中止させることができる。

- 2 前項の場合において、委託者は、必要があると認めるときは、受託者と協議して、委託業務の変更内容を書面に定め、又は契約金額（単価契約の場合にあっては、その契約単価（変更があった場合にあっては、変更後の契約単価）、契約金額に変更があった場合にあっては変更後の契約金額。以下この条及び第14条第1項第2号において同じ。）若しくは履行期限を変更しなければならない。

- 3 受託者は、次条第2項の規定による履行期限の延長又は前項の規定による委託業務の内容、契約金額若しくは履行期限の変更の協議が整った場合において、この契約を変更する必要があるときは、委託者が指定する日から5日以内に、委託者が指定する変更契約書又は請書を委託者に提出しなければならない。

- 4 受託者は、第1項の規定による委託業務の履行の一時中止があった場合において、損害を受けたときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(事故発生理由書の提出等)

第9条 受託者は、その責めに帰すことができない理由により履行期限内に委託業務を完了することができないおそれがあるときは、直ちに、その理由及び委託業務を完了することができる時期等を記載した書面を委託者に提出しなければならない。

- 2 委託者は、前項の規定による書面の提出があった場合においては、その事実を調査し、正当な理由があると認めるときは、委託者が必要と認める範囲において、履行期限を延長することができる。

(成果物の引渡し)

第9条の2 受託者は、委託業務の内容に成果物の作成が含まれる場合において、その委託業務を完了したときは、直ちに、その成果物を委託者に引き渡さなければならない。

- 2 前項の規定による成果物の引渡しは、第18条第2項（同条第3項後段において準用する場合を含む。）の検査に合格した時に完了するものとする。

- 3 成果物の所有権は、前項の引渡しの完了をもって委託者に移転するものとする。

(危険負担)

第10条 成果物の引渡しの完了前に生じた一切の損害は、受託者の負担とする。

(委託者の解除権等)

第11条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に対して相当の期間を定めてその履行その他の是正（以下「履行等」という。）を求める旨の催告をし、その期間内に履行等がなされないときは、この契約を直ちに解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に

照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく所定の期日までに委託業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に、委託業務を完了しないとき又は委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。

2 前項の規定にかかわらず、委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、この契約の解除をすることができる。

(1) 第4条の規定に違反し、第三者に委託料債権を譲渡し、又は承継させたとき。

(2) この契約の締結又は履行について不正があったとき。

(3) この契約上の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) この契約上の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約をした目的を達することができないとき。

(5) 委託業務の性質又は委託者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、受託者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。

(8) 受託者が第14条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(9) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約又は資材、原材料等の購入契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らな
がら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方として
いた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該再委託契約
等の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(10) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する事項に該当する
とき。

(11) 国税、地方税その他公課の滞納処分又は強制執行を受けたことによりこの契約の目
的を達することができないとき。

(12) 受託者が尼崎市契約事務における公正な職務執行を確保するための手続等に関す
る要綱（平成23年8月1日施行）第4条第1項に規定する不当行為者に認定された
とき。

(13) 労働関係法令の重大な違反をしたとき。

(14) 受託者とこの契約に基づき履行すべき業務に係る下請等契約又は労働者派遣契約
を締結した者が労働関係法令の重大な違反をした場合において、委託者が受託者に対
して、当該下請等契約又は労働者派遣契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかつ
たとき。

(15) その責めに帰すべき理由により食中毒等食品衛生上重大な事故を起こしたとき。

(16) 食中毒等食品衛生上重大な事故が発生し、その原因が特定されない場合において、
引き続き受託者に委託業務を履行させることが適当でないとき。

3 委託者は、前2項の規定によりこの契約を解除した場合において、受託者に生じた損
失があっても、これを一切補償しないものとする。

4 第1項各号又は第2項各号に掲げる事項が委託者の責めに帰すべき事由によるもので
あるときは、委託者は、第1項又は第2項の規定によりこの契約を解除することができ
ない。

5 委託者は、第1項又は第2項の規定によりこの契約を解除する場合において、受託者
（受託者が共同企業体であるときは、その代表者。以下この項において同じ。）の所在を
確認できないときは、委託者の事務所にその旨を掲示することにより、受託者への通知
に代えることができるものとする。この場合におけるその効力は、その掲示の日から10
日を経過したときに生ずるものとする。

（違約金）

第12条 受託者は、次のいずれかに該当する場合においては、委託者が別に定めるときを
除き、契約金額（単価契約の場合にあつては契約単価（変更があつた場合にあつては、
変更後の契約単価）に各予定数量を乗じて得た額の合計額に消費税及び地方消費税相当
額を加算して得た額、契約金額に変更があつた場合にあつては変更後の契約金額。第14
条第1項第2号を除き、以下同じ。）の100分の5に相当する額（その額に1円未満の端

数があるときは、これを切り上げた額)を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、委託者に生じた損害の額が当該違約金の額を超えるときは、受託者は、直ちに、その超える金額を委託者に支払わなければならない。

- (1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するものとみなす。

- (1) 受託者(受託者が共同企業体であるときは、その構成員。以下この項において同じ。)について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定は、同項各号に掲げる場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由により生じたものであるときは、適用しない。

4 第1項の場合(前条第2項第7号又は第9号に該当することを理由としてこの契約が解除された場合を除き、第2項の規定により第1項第2号に該当するものとみなされる場合を含む。)において、第7条第1項の規定による契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、その契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当し、なお不足があるときは、契約代金をもってこれに充当することができる。ただし、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われていないときは、委託料をもって当該違約金に充当することができる。

5 第1項の場合において、受託者が共同企業体であるときは、その構成員は、同項の違約金を連帯して委託者に支払わなければならない。受託者が既に共同企業体を解散しているときは、その構成員であった者についても同様とする。

(委託者の任意解除権)

第13条 委託者は、業務が完了しない間は、第11条に規定するほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の規定により賠償すべき額は、委託者と受託者とが協議して定める。

(受託者の解除権)

第14条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の解除をすることができる。

- (1) 委託者の都合によるこの契約の履行の遅延又は一時中止の期間が、3月以上又は履

行期間の3分の1以上に達したとき。

(2) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更する場合において、この契約の変更により契約金額が3分の2以上減少することとなるとき。

(3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害を受けたときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

3 第1項各号に掲げる場合が受託者の責めに帰すべき事由により生じたものであるときは、受託者は、同項の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第15条 受託者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定は、貸与品があるときについて準用する。

3 受託者は、この契約が解除された場合において、委託業務用地等に受託者が所有又は管理する委託業務材料、委託業務に係る機械器具、仮設物その他の物件（再委託先が所有し、又は管理するこれらの物件及び前2項の支給材料又は貸与品のうち委託者に返還しないものを含む。以下この条において同じ。）があるときは、受託者は、これらの物件を撤去するとともに、委託業務用地等を原状に復して、委託者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受託者が、正当な理由なく、相当の期間内に同項の物件を撤去せず、又は委託業務用地等を原状に復さないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、委託業務用地等を原状に復することができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は現状復旧について異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は現状復旧に要した費用を負担しなければならない。

5 第1項（第2項において準用する場合を含む。）又は第3項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第11条若しくは次条第2項の規定によるとき又は第12条第2項各号に規定する法律の規定により同項各号に掲げる者が行うものであるときは委託者が定め、第13条の規定による場合は委託者と受託者とが協議して定め、前条の規定による場合は受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、第3項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

(談合行為に対する措置)

第16条 受託者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の10分の2に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を違約金として委託者の指定する期間内に委託者に支払わなければならない。この契約

の履行完了後においても、同様とする。

(1) 公正取引委員会が、受託者に対し、次のいずれかに該当する命令を行い、当該命令が確定したとき。

ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項又は第2項の規定による命令（独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限（以下「不当な取引制限」という。）又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約に係る命令に限る。）

イ 独占禁止法第8条の2第1項又は第3項の規定による命令（不当な取引制限に相当する行為又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約に係る命令に限る。ウにおいて同じ。）

ウ 独占禁止法第8条の2第2項において準用する独占禁止法第7条第2項の規定に係る命令

(2) 公正取引委員会が、受託者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。

(3) 受託者（受託者が法人の場合にあつては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。

(4) その他この契約に係る入札に関して、受託者が前各号の規定による違法な行為を行ったことが明らかになったとき。

2 委託者は、受託者が前項各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

3 受託者が共同企業体である場合については、第1項各号及び第2項中「受託者」とあるのは、「受託者たる共同企業体の構成員」として、前2項の規定を適用する。

4 第11条第3項の規定は、第2項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定によりこの契約が解除された場合について準用する。

5 第1項の場合において、委託者に生じた損害の額が同項の違約金の額を超えるときは、受託者は、直ちに、その超える金額を委託者に支払わなければならない。

6 第12条第4項及び第5項の規定は、第1項及び前項の場合について準用する。

（労働環境の確保等）

第17条 受託者は、労働関係法令（労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他の労働、雇用又は社会保険に関する法令をいう。以下同じ。）を遵守しなければならない。

2 受託者は、尼崎市公共調達基本条例第3条に規定する基本方針に基づく公共調達に関する取組に協力しなければならない。

3 委託者は、この契約に基づき履行すべき業務（次に掲げる業務を含む。）に従事する労

働者（労働基準法第9条に規定する労働者をいい、同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者及び家事使用人を除く。以下「対象労働者」という。）から、尼崎市公共調達基本条例第19条第1項の規定による通報又は同条第2項の規定による相談（以下「特定通報等」という。）その他の労働関係法令の違反に係る通報又は相談があったときは、受託者又は下請負者等（第1号の下請等契約により同号の業務を行う者又は第2号の労働者派遣契約により同号の業務に従事させるため労働者を派遣する者をいう。以下同じ。）における労働関係法令の遵守状況につき、受託者に報告を求めることができる。

(1) 下請等契約（下請の契約、再委託の契約その他これらに準ずる契約により、この契約に基づき履行すべき業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委託することを内容とする契約をいう。以下同じ。）に基づき当該第三者が履行すべき業務

(2) 労働者派遣契約（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定により自己の雇用する労働者を第三者のためにこの契約に基づき履行すべき業務に従事させることを内容とする契約をいう。以下同じ。）に基づき当該労働者が従事すべき業務

4 委託者は、受託者又は下請負者等が労働関係法令を遵守していないと思料する場合において、特に必要があると認めるときは、その旨を都道府県労働局長その他の関係機関に通報するものとする。

5 委託者は、第3項の規定による要求に対する受託者からの報告があった場合において、前項の規定による通報をするときは、必要に応じ、当該通報に係る都道府県労働局長その他の関係機関に対し、当該報告により得られた情報を提供することができる。

6 受託者は、対象労働者が特定通報等その他の労働関係法令の違反に係る通報又は相談をしたことを理由として、当該対象労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

7 受託者は、下請等契約又は労働者派遣契約を締結するときは、その相手方と次の各号に掲げる事項について合意しなければならない。

(1) 労働関係法令を遵守すること。

(2) 労働関係法令の遵守状況に係る報告を求められたときは、速やかにこれに応ずること。

(3) 前号の要求に応じて報告した事項が委託者に報告されることを承認すること。

(4) 労働関係法令を遵守していないと委託者が思料する場合には、委託者がその旨を都道府県労働局長その他の関係機関に通報することを承認すること。

(5) 第2号の求めに応じて報告した事項が委託者から都道府県労働局長その他の関係機関に提供されることを承認すること。

(6) 対象労働者が特定通報等その他の労働関係法令の違反に係る通報又は相談をしたことを理由として、当該対象労働者に対し解雇その他の不利益な取扱いをしてはならないこと。

(7) 当該下請等契約又は労働者派遣契約を締結した者が労働関係法令の重大な違反をしたときは、受託者は当該下請等契約又は労働者派遣契約を解除できること。

(8) 当該下請等契約を締結した者（当該者がさらに下請等契約又は労働者派遣契約を締結した場合のその相手を含む。）がさらに下請等契約又は労働者派遣契約を締結するときは、その相手方と前各号に掲げる事項について合意すべきこと。

（成果報告等）

第18条 受託者は、委託業務を完了したと料するときは、直ちに、委託業務の成果を委託者に報告しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告を受けた日から10日以内に、仕様書等に定めるところにより、委託業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、その期間を15日まで延長することができる。

3 受託者は、前項（この項において準用する場合を含む。以下同じ。）の検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を講じて、委託業務を完了させなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。

4 第2項の規定による検査に要する費用は、受託者の負担とする。

（委託料の支払）

第19条 受託者は、前条第2項の規定による検査に合格したときは、所定の手続に従って、委託者に対して委託料の支払を請求するものとする。ただし、支払条件に特別の定めがあるときは、この限りでない。

2 委託者は、前項の規定による受託者から委託料の適法な請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に委託料を支払うものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、その期間を45日まで延長することができる。

3 委託者がその責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、当該期間が満了した日の翌日から同項の規定による検査を完了した日までの日数は、前項に規定する期間の日数から差し引くものとする。

（履行遅滞に係る延滞違約金等）

第20条 受託者は、履行期限内に委託業務を完了することができなかつたときは、履行期限の翌日から起算して委託業務を完了した日までの日数に応じ、1日につき、契約金額の1,000分の1に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）の延滞違約金を委託者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することのできない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 第12条第4項及び第5項の規定は、前項の場合について準用する。

3 受託者は、委託者の責めに帰すべき理由により前条第2項の規定による委託料の支払が遅延したときは、委託者に対して、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により指定された率による遅延利息の支払を請求するこ

とができる。

(業務従事者災害等)

第21条 受託者は、委託業務の履行に関し生じた受託者の委託業務従事者の災害等については、全責任を持って措置し、委託者は何ら責任を負わない。

(損害賠償責任等)

第22条 受託者は、受託者が委託業務の実施に際し委託者に損害を与えたときは、直ちに、その損害を賠償しなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らし受託者の責めに帰することのできない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 第12条第4項及び第5項の規定は、前項の規定により受託者が支払うべき損害賠償金について準用する。

第23条 受託者は、委託業務の履行に関し第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、委託業務の履行に関し第三者との間に紛争を生じさせた場合においては、直ちに、委託者にその旨を通知するとともに、自己の責任と負担で当該紛争を解決するものとする。この場合において、委託者が損害を被ったときは、受託者は、当該損害を賠償しなければならない。

(遅延利息)

第24条 受託者は、その責めに帰すべき理由により、この契約に基づき支払うべき金銭をその指定された支払期限までに支払わないときは、当該金銭について、当該支払期限の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により計算した利息を委託者に支払わなければならない。

2 第12条第4項及び第5項の規定は、前項の場合について準用する。

(変更等の届出)

第25条 受託者は、その住所又は氏名（法人にあつては、名称若しくは主たる事務所の所在地又はその代表者の氏名）を変更したときその他委託者が別に定める場合は、速やかに、その旨を委託者に届け出なければならない。

(定めのない事項等の処理)

第26条 この約款又は仕様書等に定めのない事項及び疑義がある事項については、法令(尼崎市の条例等を含む。)の定めるところによるほか、委託者と受託者とが協議して定める。

以 上

暴力団排除に関する特約

(趣旨)

1 発注者（委託者を含む。以下同じ。）及び受注者（受託者を含む。以下同じ。）は、尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号。以下「条例」という。）第7条及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱（平成25年7月実施。以下「要綱」という。）の規定に基づき、暴力団を利することとならないよう必要な措置を講じることとし、以下の各項のとおり合意する。

(契約からの暴力団等の排除)

- 2 受注者は、請負等業務の全部又は一部を第三者に行わせる場合においては、暴力団（条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団密接関係者（同条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）（以下これらを「暴力団等」という。）との間で契約（以下「再委託等の契約」という。）を締結してはならない（既に暴力団等との間で再委託等の契約を締結している場合にあっては、当該再委託等の契約を解除しなければならない）。
- 3 受注者は、当該者を発注者とする再委託等の契約を締結する場合においては、この特約に準じた規定を当該再委託等の契約に定めなければならない。
- 4 受注者は、再委託等の契約の受注者が暴力団等であることが判明したときは、発注者に報告しなければならない。
- 5 受注者は、この契約の履行に伴い、暴力団等から契約の履行の妨害その他不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときには、発注者に報告し、所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。再委託等の契約の受注者が暴力団等から不当介入を受けた場合も、同様とする。

(役員等に関する情報提供)

- 6 発注者は、受注者及び再委託等の契約の受注者が暴力団等に該当しないことを確認するため、受注者に対して、それらの役員等（要綱第2条第2号に規定する役員等をいう。以下同じ。）の名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。
- 7 発注者は、受注者から提供された情報を警察署長に提供することができる。
- 8 発注者は、受注者又は再委託等の契約の受注者が暴力団等に該当するか否かについて、警察署長の意見を聴くことができる。

(警察署長から得た情報の利用)

- 9 発注者は、警察署長から得た情報を他の業務において第1項の趣旨に従い暴力団等を排除するために利用し、又は他の実施機関（尼崎市個人情報保護条例（平成16年尼崎市条例第48号）第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）に提供することができる。

(発注者の解除権)

- 10 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合においては、尼崎市物件買入契約約款、尼崎市業務委託契約約款その他の尼崎市の契約書（発注者の解除権、解除に伴う措置等）の規定を準用する。
- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が暴力団等であることが判明したとき。
- (2) 受注者が再委託等の契約に当たり、その相手方が暴力団等であると知りながら、その契約を締結したと認められるとき。
- (3) 受注者が、請負等業務の全部又は一部を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、受注者に対し、当該第三者との間で契約を締結しないこと（既に当該第三者との間で契約を締結している場合にあっては、当該契約を解除すること）を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、受注者が正当な理由なく当該契約の条項に違反し、その違反により暴力

団を利用する行為をし、又はそのおそれがあると認められるとき。

(解除に伴う措置)

- 1 1 前項の規定による解除に伴い、受注者又は再委託等の契約の相手方その他関係者に損害が生じたとしても、受注者は発注者に対してその損害を請求することはできない。
- 1 2 受注者がこの契約（暴力団排除に関する部分に限る。）及び暴力団排除に関する特約の各条項に違反したときには、契約の解除、損害賠償請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べることができない。

(誓約書の提出等)

- 1 3 受注者は、この契約の締結前に、次の事項に関しての誓約書を提出するものとする。
 - (1) 受注者が暴力団等でないこと。
 - (2) 再委託等の契約を締結するに当たり、暴力団等を再委託等の契約の受注者としないこと。
 - (3) 受注者は、再委託等の契約（受注者がこの契約の履行に伴い締結する再委託等の契約を一次再委託等の契約として、以下、再委託等の契約が数次にわたるときは、そのすべての再委託等の契約を含む。以下同じ。）の受注者が暴力団等と再委託等の契約を締結しないよう指導し、二次以下の再委託等の契約の受注者が暴力団等であることが判明したときには、その旨を発注者に報告するとともに、当該再委託等の契約の発注者に対しその者を当該再委託等の契約から排除するよう要請すること。
 - (4) 受注者が前3号のほか、この契約（暴力団排除に関する部分に限る。）及び暴力団排除に関する特約の各条項に違反したときには、契約の解除、損害賠償請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。
 - (5) 発注者が、受注者又は再委託等の契約の受注者が暴力団等に該当するか否かを確認するために、その役員等（要綱第2条第2号に規定する役員等をいう。）の名簿その他の情報の提供を求めた場合には、受注者は速やかに必要な情報を発注者に提出すること。
 - (6) 発注者が、受注者又は再委託等の契約の受注者が暴力団等に該当するか否かを確認するために、受注者から提供された情報を警察署長に提供し、警察署長の意見を聴くことに承諾すること。
 - (7) 発注者が、警察署長から得た情報を他の業務において第1項の趣旨に従い暴力団等を排除するために利用し、又は他の実施機関に提供することに承諾すること。
 - (8) 受注者は、この契約の履行に伴い、暴力団等から不当介入を受けたときには、発注者に報告し、及び警察署長に届け出て、捜査上必要な協力を行うこと。
 - (9) 受注者は、再委託等の契約の受注者に対し、当該再委託等の契約の履行に伴い不当介入を受けたときには、受注者に報告するよう指導すること。
 - (10) 受注者は、再委託等の契約の受注者から不当介入を受けたという報告を受けたとき及び再委託等の契約の受注者が当該再委託等の契約の履行に伴い不当介入を受けたことを知ったときには、発注者に報告し、警察署長に届け出て、当該再委託等の契約の受注者とともに捜査上必要な協力をすること。

(受注者からの協力要請)

- 1 4 受注者は、この特約の条項に定める事項を履行するに当たって、必要がある場合には、発注者及び警察署長に協力を求めることができる。

(履行保証人への適用)

- 1 5 履行保証人が受注者に代わって委託業務を実施したときは、発注者及び受注者に関する本特約の規定を、発注者及び履行保証人の間に適用する。

以 上

尼崎市学校給食調理業務委託仕様書

1 履行の原則

- (1) 受託者は、学校給食に関する法令、食品及び公衆衛生に関する法令その他関係法令並びに法令に基づく通知等を遵守し、委託業務を履行しなければならない。
- (2) 受託者は、この委託業務が学校教育活動の一環として実施されていることを十分認識し、この旨を、従事者に周知しなければならない。

2 給食対象者及び調理食数

給食の対象者は、学校の児童、教職員等とする。

調理食数は年間学校給食実施計画表(様式1)に記載する数を基準数とし、学校長、教頭又は栄養教諭若しくは学校栄養職員(以下「学校長等」という。)が週単位又は日単位で受託者に指示する。

3 献立等

学校長等は、あらかじめ、月ごとの献立表(以下「献立表」という。)及び給食実施日ごとの調理業務指示書(様式2。以下「指示書」という。)を作成し、受託者に提示する。

4 業務計画

受託者は、学校長等から提示された献立表及び指示書に基づき、あらかじめ、給食実施日ごとに業務計画書(作業工程表、作業動線図等)を作成し、学校長等に提出してその確認を受けるものとする。

5 委託業務の履行日、給食時間等

(1) 委託業務の履行日

次に掲げる日で学校長等から受託者に別に指示する日

- ア 学校長等が指定する給食実施日(予定日数は年間学校給食実施計画表のとおり)
- イ 各学期の給食開始前及び給食終了後にそれぞれ実施される給食室、附帯設備及び機器類等の清掃等点検日
- ウ その他学校長等が指定した給食運営に必要な日

(2) 給食時間

午後0時20分～午後1時5分とする。ただし、学校行事等により給食時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ、学校長等から受託者に指示する。

(3) 給食室等の使用時間

給食室等の使用時間は、午前8時から午後5時までとする。ただし、学校長が必要と認めた場合は、使用開始時間を早め、又は使用終了時間を延長することができる。

6 業務内容

受託者は、履行場所において、委託者の提供する給食室、附帯設備、機器類等、電気、ガス、上下水道、食材料等を使用し、尼崎市学校給食作業基準・衛生管理基準(平成24年3

月作成。以下「作業衛生基準」という。)、尼崎市学校給食における異物混入対応マニュアル(平成28年6月作成。以下「異物混入対応マニュアル」という。)を遵守して委託業務を実施するものとする。

(1) 調理業務

- ア 食材料の納入時に立会い、検収を実施し、品質等の検査結果を検収簿(様式5-1・2)に記録し、学校長等に報告する。
- イ 献立表及び指示書に基づき、委託者が提供する食材料を使用し、調理する。
- ウ 学校長等から食物アレルギー対応給食として、除去食及び代替食の実施を求められた場合、学校長等が指定する調理方法に従って除去食及び代替食を実施する。
なお、食物アレルギー対応給食の実施に際しては、尼崎市学校給食における食物アレルギー疾患対応マニュアル(平成30年4月作成)に基づき対応すること。

(2) 配缶等

- ア 低学年、中学年及び高学年の基準量に応じて配缶し、給食室内の定められた配膳カウンターにおいて給食当番児童(食物アレルギー対応給食については、学級担任教諭)に引き渡す。
- イ 1年生の米飯については各教室まで運搬し、当該教室内において児童個々に配食する。

(3) 器具、食器等の洗浄、消毒及び保管

器具、食器等(食器、トレイ、スプーン等)の洗浄、消毒及び保管は、作業衛生基準に基づき行う。

(4) 給食室、附属設備及び機器類等の清掃及び日常点検

給食室、附属設備及び機器類等の清掃及び整理整頓を行うとともに、学校給食日常点検票(様式8・9)による点検を履行日に行い、学校長等の確認を受ける。

また、同日、業務完了確認報告書(様式10)によって、当該点検について学校長等の最終確認を受けるものとする。

(5) 残渣及び廃棄物の処理

残渣及び廃棄物の処理は、作業衛生基準に基づき行う。

(6) 保存食等

検食、保存食及び展示食に係る業務については、作業衛生基準に基づき行う。

(7) その他上記(1)~(6)に附帯する必要な業務

7 業務の確認等

- (1) 受託者は、委託者が提供する食材料の検収の際、その品名、品質、規格等が、委託者の指定するものと異なり、又は使用することが適当でないとき、受託者は速やかにその旨を学校長等に報告しなければならない。また、検収時に発見できなかった

隠れた瑕疵があり、当該食材料を使用することが適当でないとき、直ちにその旨を学校長等に報告しなければならない。

- (2) 受託者は、調理の途中に学校長等から確認検査の申出があった場合は、これに応じ、不適当と認められたときは、再調理を行わなければならない。
- (3) 受託者は、調理((2)の再調理を含む。)が終了したときは、その旨を直ちに学校長等に申し出て、当該調理を行った給食の確認検査を受け、不適当と認められたときは、再調理を行わなければならない。
- (4) (2)及び(3)の再調理により増加した食材料等の経費は、受託者が負担する。

8 業務完了確認報告書等の作成

- (1) 受託者は、1日の委託業務の終了後、業務完了確認報告書を作成し、速やかに学校長等の確認を受けるものとする。
- (2) 受託者は、1箇月の委託業務の終了後、業務完了届(様式11)を作成し、学校長の確認を受けた上で、履行月の翌月10日までに、(1)の業務完了確認報告書を添えて委託者に提出しなければならない。ただし、給食実施日を設定しない月(原則8月)の業務完了届の提出は不要とする。

9 従事者の配置

(1) 常勤の従事者

受託者は、次に掲げる常勤の従事者(1従事日につき休憩時間を除き7時間以上従事することを常態とする者をいう。以下同じ。)を履行場所にそれぞれ配置し、委託業務の適正な履行を確保しなければならない。

ア 集団給食施設(学校、病院、事業所など1回20食以上又は1日50食以上の食事を供給する施設をいう。以下同じ。)において調理業務に従事した期間が4年以上になる者(当該業務に従事した期間の内、学校給食施設(学校給食法等の法律に基づく学校給食を実施するための施設をいう。以下同じ。)における従事期間が2年以上になる者に限る。)であって、調理師の免許を有する常勤の従事者

イ 主として食物アレルギー疾患児童の対応、衛生管理の指導等の業務に当らせるため、集団給食施設において給食管理業務又は調理業務に従事した期間が4年以上になる者(当該業務に従事した期間の内、学校給食施設における従事期間が1年以上になる者に限る。)であって、栄養士の免許を有する常勤の従事者

(2) その他の従事者

受託者は、必要に応じて(1)に掲げる常勤の従事者以外の従事者(専ら6の(3)~(5)に掲げる業務に従事する従事者以外の従事者にあつては、調理師の免許を有する者又は集団給食施設において1年以上調理業務に従事した経験のある者であつて、栄養士の免許を有する者に限る。)を配置することができる。

10 業務責任者等

受託者は、9の(1)に掲げる常勤の従事者の中から次に掲げる役割を有する者を定め、委託業務の実施に当たり、履行場所に配置しなければならない。

(1) 業務責任者

学校給食施設において給食管理業務又は調理業務に従事した期間が2年以上になる者を選任し、委託業務が適正に履行されるよう学校長等との連絡調整に当たるとともに、従事者の指揮監督を行い、委託業務を統括すること。

(2) 業務副責任者

学校給食施設において給食管理業務又は調理業務に従事した期間が1年以上になる者を選任し、業務責任者を補佐し、業務責任者が欠けたときは、その職務を代理すること。

11 従事者等の報告

受託者は、配置する従事者について、業務開始の2週間前までに調理業務従事者報告書(様式3)に必要書類を添付して、委託者に提出しなければならない。また、従事者の異動又は交替を行う場合にあっては、あらかじめ、調理業務従事者変更報告書(様式4)に必要書類を添付して、委託者に提出しなければならない。

12 従事者の健康管理

(1) 受託者は、この契約の履行期間中に従事者に対し、健康診断を年1回実施し、その結果を速やかに委託者に報告しなければならない。

また、上記健康診断を含め学期毎の定期に従事者の健康状態の把握を行うこと。

(2) 受託者は、この契約の履行期間中に従事者に対し、腸内細菌検査(赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌等)を毎月2回以上実施し、その結果を速やかに委託者に報告しなければならない。ただし、新たに委託業務に従事させる従事者については、従事する日前15日以内に腸内細菌検査を実施し、その結果を当該従事者が業務に従事する日までに委託者に報告しなければならない。

(3) 受託者は、従事者の下痢、発熱、腹痛、嘔吐、化膿性疾患及び手指等の外傷等の有無等健康状態を個人ごとに把握するとともに、従事者本人若しくは同居人に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症予防法」という。)に規定する感染症又はその疑いがあるかどうか毎日点検し、健康状態に異常を認めた場合には医療機関に受診させ、感染症疾患の有無を確認し、その指示を励行させなければならない。

13 委託業務の従事制限

受託者は、従事者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該従事者を委託業務に従事させてはならない。従事者の同居人が下痢、発熱、腹痛、嘔吐をしており、感染症予防法に規定する感染症又はその疑いがある場合も同様とする。(詳細については、別添「学校給食調理業務受託者の従事者の従事制限等について」のとおりとする。)

- (1) 感染症予防法に規定する感染症又はその疑いがある場合
- (2) 下痢、発熱、腹痛又は嘔吐をしている場合
- (3) 化膿性疾患が手指にある場合
- (4) その他食品衛生上支障がある場合

14 研修等

- (1) 受託者は、学校給食の目的が達成されるよう、従事者に対し、安全、衛生、調理その他委託業務の遂行に必要な研修を実施し、従事者の資質の向上に努めなければならない。
- (2) 受託者は、(1)の研修を実施した場合は、その内容、参加者等を記載した研修報告書を、速やかに委託者に提出しなければならない。
- (3) 受託者は、委託者が必要と認めた委託者又は第三者が実施する研修、講演会等への参加要請に対し、応じるよう努めるものとする。

15 立入検査、食品検査等

- (1) 受託者は、尼崎市教育委員会及び尼崎市保健所並びに尼崎市立学校の薬剤師が実施する立入検査、食品検査等に応じるとともに、その際に改善指導等が行われた場合は、これに従うものとする。
- (2) 受託者は、委託業務の実施に当たり、衛生的な作業等が行われていることを確認するため、年3回(学期に1回)手指等のふき取りによる細菌検査を実施し、委託者にその結果を報告しなければならない。

16 異物混入等の事故防止

- (1) 受託者は、委託業務の実施に当たり、異物混入等の事故が起きないように、食材料の納入時の立会い及び検収時の点検を徹底するとともに、作業衛生基準及び異物混入対応マニュアルを遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、委託業務の作業開始前、学校給食日常点検票により、機器類等の破損箇所の有無、破損のおそれについて点検を行い、従事者全員で事故防止に必要な注意喚起等を行わなければならない。
- (3) 受託者は、委託業務の実施に当たり、異物混入等があった場合又はその疑いが生じた場合においては、直ちにその旨を学校長等に連絡しなければならない。
- (4) 受託者は、委託業務の実施に当たり、事故が発生した場合においては、その対応後速やかに従事者全員で事故発生の状況を確認するとともに、以後の事故防止の具体的な改善策を検討し、これらの内容を記載した報告書を委託者に提出しなければならない。

17 運営委員会等への協力

受託者は、学校が学校給食の円滑な実施及び内容の充実等に資するための給食運営委員会等を開催する場合には、その運営に協力するよう努めるものとする。

18 児童等への対応

受託者は、学校給食が教育活動の一環として実施されていることを十分認識し、その旨を従事者に周知し、児童等と対応するものとする。

19 大規模災害時の協力

- (1) 受託者は、大規模災害が発生し、学校が住民の避難場所として使用され、避難住民への炊き出し等が必要になった場合には、委託者に協力しなければならない。
- (2) 前項の協力について必要な事項は、委託者、受託者協議して定める。

20 業務の分担区分

委託者及び受託者がそれぞれ分担する業務の内容は、別表第1のとおりとする。

21 経費の負担区分等

- (1) 委託業務の実施に必要な経費の負担は、別表第2のとおりとする。
- (2) 委託者が受託者に無償で貸与する主な機器類等は、別表第3のとおりとする。
- (3) 受託者は、給食室、附帯設備、機器類等を故意又は過失により亡失、損壊又は故障させ、委託者に損害を与えた場合は、受託者の負担において現状に復し、現物を弁済し、又はその損害額を委託者に賠償しなければならない。
- (4) 受託者は委託者の許可なく給食室、付帯設備及び機器類等を改造、廃棄、追加、新設、交換等をしてはならない。
- (5) 受託者は、業務の履行に際し、電気、ガス、水道等の節減に努める。

22 報告、届出等

受託者が委託者に提出する報告書等の様式及び提出期日は、次のとおりとする。

報告書等	様式	提出期日
調理業務従事者報告書	様式3	業務開始日の2週間前まで
調理業務従事者変更報告書	様式4	変更日の前日まで
作業工程表	様式自由	業務履行日の前日まで
作業動線図	様式自由	業務履行日の前日まで
食材料検収簿	様式5	随時
保存食記録簿	様式6	随時
調味料等受払簿	様式7	業務履行日
学校給食日常点検票	様式8	業務履行日
学校給食日常点検票（個人別）	様式9	業務履行日
業務完了確認報告書	様式10	業務履行日
業務完了届	様式11	業務履行月の翌月10日まで
健康診断結果報告書	様式12	実施後速やかに
腸内細菌検査結果報告書	様式13	実施後速やかに
給食事故報告書	様式14	事故発生後速やかに

労働関係法令遵守状況報告書	様式 15	契約締結後、2 カ月以内
手指等の細菌検査結果報告書	様式自由	実施後速やかに
研修報告書	様式自由	実施後速やかに

23 委託業務の改善

- (1) 委託者は、必要があると認めるときは、受託者の委託業務の履行状況について調査することができる。
- (2) 受託者は、上記(1)の調査の結果、改善が必要と認められた場合、委託者の指示に従い、その改善を図らなければならない。

24 損害賠償

- (1) 受託者は、委託業務の実施にあたり、食中毒や事故等発生時の対応として損害賠償責任保険の加入に努める。
- (2) 次に掲げる事項に該当し、受託者の責めに帰すべき理由により、委託者に損害を与えたときは、受託者は委託者に損害を賠償しなければならない。
 - ア 食中毒等食品衛生上重大な事故を起こしたとき。
 - イ 施設備品を損壊、紛失又は遺棄したとき。
 - ウ 給食用原材料を損失したとき。

25 その他

- (1) この委託業務は、受託者の業務遂行に特段の支障がなく、かつ、当該業務に係る歳出予算の減額又は削除がない限り、委託者が当初に示した委託の予定期間が満了するまでの間、引き続き同一業者と契約の更新を予定しているものであり、受託者の理由により契約の更新を辞退する場合は、本契約の期間満了日の7月前までに委託者に書面で通知すること。
- (2) 契約期間の満了等により、その後の委託業務を新たな受託者が履行することとなった場合には、本受託者は、新たな受託者と調整・引継を行い、委託業務の円滑な遂行に協力すること。

以 上

別表第1

業務の分担区分表

区 分	業 務 内 容	委託者	受託者
給食管理	学校給食運営の統括	○	
	各委員会の開催・運営	○	
	各委員会への参加・協力		○
	献立表(除去食等を含む。)の作成・指図	○	
	嗜好調査・喫食調査等の企画・実施	○	
	検食の準備		○
	検食の実施・評価	○	
	給食関係の書類等の確認・保管・管理	○	
	上記書類等の作成		○
調理作業管理	作業工程表及び作業動線図等の作成(除去食等を含む。)		○
	作業工程表及び作業動線図等の確認(除去食等を含む。)	○	
	作業日報等の作成		○
	作業実施状況(日報等)の確認	○	
	調理		○
	配缶		○
	配膳		○
	器具、食器等の洗浄、消毒及び保管		○
	管理点検記録の作成		○
	管理点検記録の確認	○	
食材管理	食材の選定及び調達	○	
	食材の点検、検収の実施		○
	食材の保管及び在庫管理、納品伝票の整理		○
	食材の点検、検収、保管及び在庫管理の確認	○	
	食材の使用状況の確認	○	
施設等管理	給食室及び附帯設備の設置及び改修	○	
	給食室及び附帯設備の清掃及び管理		○
	機器類等の保守及び管理		○
	衛生害虫等の駆除		○
業務管理	勤務表の作成		○
	業務分担・業務従事者配置表の作成		○
	業務分担・業務従事者配置表の確認	○	
	緊急対応を要する場合の指図	○	
衛生管理	衛生面の遵守事項の作成	○	
	食材の衛生管理		○
	給食室、附帯設備及び機器類等の清掃等の衛生管理		○
	被服、従事者等の清潔保持状況等の確認		○
	保存食の確保		○
	衛生管理簿の作成		○
	衛生管理簿の点検・確認	○	
研修等	業務従事者に対する研修・訓練		○
労働安全衛生	健康管理計画の作成		○
	定期健康診断の実施		○
	健康診断結果の保管		○
	健康診断実施状況の確認	○	
	検便の定期実施		○
	検便結果の確認	○	
	事故防止対策の策定		○
	労災保険の加入		○

別表第2

経費の負担区分表

委 託 者	受 託 者
1 給食室及び附帯設備の維持管理費(詳細は別記のとおり)	1 従事者の人件費及び法定福利費
2 機器類等の購入費(詳細は別記のとおり)	2 従事者の福利厚生費
3 機器類等の修繕費(右欄8に掲げるものを除く。)	3 従事者の保健衛生費(健康診断、検便等)
4 食器、食缶等(詳細は別記のとおり)	4 従事者の被服費及び洗濯費
5 食材料費	5 営業経費
6 光熱水費	6 研修に関する経費
	7 機器類等の修繕費(受託者の過失責任によるもの)
	8 機器類等の日常点検等に必要な用具及び消耗品(軽易なもの)
	9 調理用の器具及び消耗品、衛生関係の消耗品並びに清掃関係の消耗品の購入費(詳細は別記のとおり)
	10 通信機器費及び通信費
	11 雑貨、文具類、作業日報等必要関係書類に関する経費
	12 その他の諸経費

別記

調理機器類等の負担区分の詳細

項 目		委託者	受託者
給食室及び附帯設備の維持管理費(空調、給湯等の設備を含む。)		○	
休憩室・事務室	扇風機、ストーブ等の冷暖房機器類(エアコンを除く。)		○
	更衣ロッカー		○
	座卓		○
	冷蔵庫		○
	事務机・長机・椅子	○	
	書類保管庫		○
	事務用品		○
	茶器、ポット類等		○
調理器具類	回転釜	○	
	立体式炊飯器(炊飯釜を含む。)	○	
	スチームコンベクションオーブン(ホテルパンを含む。)	○	
	冷蔵庫・冷凍庫	○	
	消毒保管庫	○	
	真空冷却機	○	
	食器洗浄機	○	
	フードスライサー(カッタープレートを含む。)	○	
	球根皮剥機	○	
	包丁まな板殺菌庫	○	
	電子レンジ	○	
	ガスコンロ	○	
	シンク	○	
	台(調理台、移動台、牛乳置台等)	○	
	運搬車(台車)	○	
	デジタル卓上秤(30kg用)	○	
	計量器(上記以外のもの)		○
	フードカッター		○
	フードミキサー		○
	炊飯器(アレルギー用)		○
	残留塩素測定器(試薬含む。)		○
	その他の調理器具 (フライパン、鍋類、包丁、まな板、ザル、ボール、バット、タライ、中心温度計、計量カップ、計量スプーン、皮むき器、スコップ、トレイ、網杓子、蒸し網、しゃもじ、缶きり、キッチンばさみ、ギザばさみ、ゴムベラ、容器等)		○ (児童等が教室で使用するものを除く。)
消耗品類	洗浄、消毒等に使用するもの (アルコール、次亜塩素酸ナトリウム、石けん、漂白剤、洗剤等)		○
	調理、配食等に使用するもの (手袋、ペーパータオル、ポリ袋、ビニール袋、ラップ等)		○ (児童等が教室で使用するものを除く。)
	清掃等に使用するもの (デッキブラシ、モップ、ほうき、ちりとり、スポンジ、ホース、雑巾、タオル、ゴミバケツ、洗剤等)		○
	日常点検等に使用するもの (食品機械用油、軟水チェック用指示薬、再生塩等)		○
その他	食器、食器かご、食缶(保温食缶を含む。)、スプーン	○	
	履物入れ(給食室内)・洗濯機		○
	掃除用具入れ・時計・温度計・湿度計	○	
	展示食ケース、給食指導塗板	○	

注1) 受託者が負担すべきもののうち、委託者が購入し、現にあるものについては、受託者に無償で貸与することができるものとし、故障等で使用できなくなった場合は、受託者が修繕又は購入すること。

注2) 調理器具については、消毒保管庫で消毒・保管できる材質に限ること。(ステンレス製等)

注3) 洗剤は原則として、石けん又は複合石けんを使用すること。

注4) 調理用の消耗品類は食品衛生法規格基準に適合したものを使用すること。

注5) 調理には布製の手袋、鍋つかみ(ミトン)等を使用しないこと。(耐熱性のあるシリコン製等のものに限る。)

注6) この負担区分に記載のないものについては、別途協議して定めるものとする。

学校給食調理業務受託者の従事者の従事制限等について

本市の学校給食調理業務受託者の従事者等が感染症又はその疑いがある場合の委託業務の従事制限等については、次のとおり取り扱うものとする。

1 従事者本人に化膿性疾患が手指にある場合

- (1) 原則として委託業務に従事することを禁止し、医療機関に受診させる。
- (2) 医療機関に受診後は、医療機関(医師)の指示による。

2 従事者本人に感染症の疑い(下痢、嘔吐、発熱など)がある場合

- (1) 委託業務に従事することを禁止し、医療機関に受診させる。
- (2) 医療機関に受診し、従事者がノロウイルスを原因とする感染性疾患(以下「ノロウイルス感染症」という。)の患者(無症状病原体保有者を含む。以下「患者等」という。)と診断された場合は、当該病原体保有者でないことが確認されるまでの間、委託業務に従事することを禁止する。また、当該従事者と同一の小学校に従事する他の従事者については、原則として検便検査を実施し、感染の有無を確認するとともに、当該従事者と給食以外の食事を一緒に喫食するなど同一の感染機会があった可能性がある他の従事者については、当該病原体保有者でないことが確認されるまでの間、委託業務に従事することを禁止する。
- (3) 医療機関に受診し、従事者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症(以下「従事制限対象感染症」という。)の患者等と診断された場合は、当該病原体保有者でないことが確認されるまでの間、原則として委託業務に従事することを禁止する。なお、当該従事者と同一の小学校に従事する他の従事者については、医療機関(医師)又は保健所長の指示によるものとする。
- (4) 医療機関に受診し、従事者がノロウイルス感染症及び従事制限対象感染症以外の疾病の患者等と診断された場合は、医療機関(医師)の指示による。

3 従事者の同居人に感染症の疑い(下痢、嘔吐、発熱など)がある場合

- (1) 委託業務に従事することを禁止し、同居人を医療機関に受診させる。
- (2) 医療機関に受診し、同居人がノロウイルス感染症又は従事制限対象感染症の患者等と診断された場合は、従事者及び同居人が当該感染症の病原体保有者でないことが確認されるまでの間、原則として委託業務に従事することを禁止する。

- (3) 医療機関に受診し、同居人がノロウイルス感染症及び従事制限対象感染症以外の患者等と診断された場合は、医療機関(医師)の指示による。

4 定例(月2回)の検便検査の結果、陽性となった場合

医療機関(又は検査機関)に受診(又は検査)させ、当該病原体保有者でないことが確認されるまでの間、委託業務に従事することを禁止する。

なお、三類感染症の病原体保有者(赤痢菌、腸管出血性大腸菌等)となった場合は、必要に応じて当該従事者と同一の小学校に従事する他の従事者について、改めて検便検査を実施し、感染の有無を確認する。

取 扱 い の 詳 細

[従事者本人]

- 1 化膿性疾患が手指にある(原則従事禁止) → 医療機関受診 → 医師の指示を励行させる
- 2 下痢、嘔吐等感染症の疑いがある(従事禁止) → 医療機関受診
 - ①ノロウイルス感染症の患者等と診断 → 従事禁止
 - ・原則として同一小学校の他の従事者の検便検査の実施
 - ・濃厚接触従事者は病原体保有者でないことが確認されるまでの間、従事禁止
 - ②従事制限対象感染症の患者等と診断 → 原則従事禁止
 - ・同一小学校の他の従事者の対応は医師又は保健所長の指示による。(必要と認められる場合には検便検査等を実施)
 - ③上記以外の患者等と診断 → 医師の指示による
- 3 定例(月2回)の検便検査の結果、陽性となる
 - ・医療機関等に受診し、病原体保有者でないことが確認されるまでの間、従事禁止
 - ・必要と認められる場合には、同一小学校の他の従事者の検便検査の実施

[従事者の同居人(家族)]

下痢、嘔吐、発熱等感染症の疑いがある → 従事者(従事禁止) → 同居人(医療機関受診)

- ①ノロウイルス感染症又は従事制限対象感染症の患者等と診断
 - ・従事者及び同居人が病原体保有者でないことが確認されるまでの間、原則従事禁止
- ②上記以外の患者等と診断 → 医師の指示による

以 上